

葛飾区行政評価委員会 第1回全体会

「葛飾区行政評価委員会の概要について」

政策経営部 政策企画課 令和6年7月5日

目 次

- 1 行政評価制度の概要
- 2 葛飾区行政評価委員会の概要

行政評価制度の概要行政評価制度とは

▶ 行政評価制度は、区が実施した各事業が「誰のために」「何を目的」としたものなのか、目的・目標を再認識したうえで、その事業が「どれだけ区民の役に立っているのか」等を客観的に評価・分析し、結果を改革・改善につなげる仕組みです。



- ➤ 行政活動は、継続的な改善を行うためにPDCAサイクルに沿って行われています。
- ➤ 行政評価制度は、PDCAサイクルの中核である"CHECK(分析・評価)"の機能を担っています。

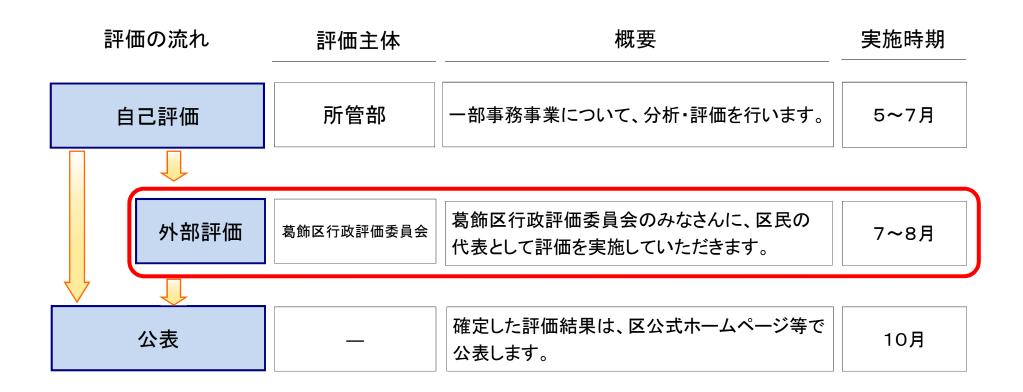
行政評価制度の概要 行政評価制度の対象

- ▶ 葛飾区では、行政活動を階層的に整理した政策体系のうち、"事務事業"を対象として行政評価を実施しています。
- ▶ 原則として、全ての事務事業(一部庶務的な事務等は除外)を対象として、実施状況やコストの把握を行っています。
- ▶ 前年度(今年度は令和5年度)に実施した事務事業が対象です。

将来像「みんなでつくる、水と緑と人情が輝く暮らしやすいまち・葛飾」 政策体系ピララ ドと評価対象階層 政策 環境 - 自然を守り、快適で美しい環境をつくります 目的 手段 緑と花のまちづくり 施策 緑と花でいっぱいの美しい都市環境を 目的 つくります。 事務事業 手段 緑と花のまちづくり事業 行政評価の対象

行政評価制度の概要 自己評価と外部評価

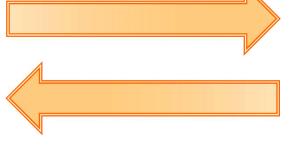
- ▶ 葛飾区の行政評価制度は、自己評価と外部評価に分けられます。
- ▶ 自己評価は各所管部で行うのに対し、外部評価は、区民ニーズを把握したうえで今後の事業展開につなげたい事務事業を選定し、区民のみなさんで構成される葛飾区行政評価委員会で評価を行います。



行政評価制度の概要 葛飾区行政評価委員会の設置目的と概要

- ▶ 区民サービス向上の観点から、区の事務事業について、区民の視点から様々な意見を出し合って評価を行い、より効果的・効率的なものに改善していくことを目的とし、葛飾区行政評価委員会を設置しています。
- ▶ 葛飾区行政評価委員会は区長からの諮問を受け、区が実施した行政評価と比較しながら、成果向上策等の検討を行い、諮問に対する答申を行います。





区民のみなさんの日常の視点で事業を評価し、区が実施した行政評価と比較しながら成果向上策等を検討します。



葛飾区行政評価委員会の概要 分科会での評価の流れ

- ▶ 葛飾区行政評価委員会では、2つの分科会に分かれて、各4回の分科会の中でそれぞれ2事務事業の評価を実施します。
- ▶ 事務事業ヒアリングを行った後、事務事業評価を実施します。評価結果は第4回分 科会で答申案として取りまとめます。
- ➢ 答申は第2回全体会において確定します。
- 1 事務事業ヒアリング

所管課が作成した資料や所管課からの説明、質疑応答などを通して、事務事業についての理解を深めます。

2 事務事業評価

事務事業の実績状況や今後の改善策について、委員会で議論を行います。

3 答申案のとりまとめ

意見を分科会の答申案として取りまとめます。

各分科会で取りまとめた答申案は、第2回全体会において確定します。

【参考イメージ】

令和6年度 葛飾区行政評価委員会評価表

車業々	協働を推し進める環境づくり	担当部	○○部
争兼名	協働を推し進める環境づくり	担当課	○○課

		担当課					OO課	
基本	情報							
政策 番号		政策	地域活動	施策番号	1	施策	地域	力の向上
事業の目的 郷土愛や地域への想いを育み、協働意識を醸成する。								
実	施内容	と協	協働事例集や協働事例映像(DVD)、職員出前 もに、協働まちづくり表彰や葛飾下町川柳コ 動意識を醸成する。 また、協働の活動団体等が、気軽に各々の活 」などを活用して、活動者同士の交流を促進 、協働の活動を広げる。	かクー動状況	ルを を発	実施す信し、	ることで、郷土愛や 共有できる新たな	地域への想いを育み、「葛飾みんなの協働サイ

実績情報

			活動指	標					
	指標	単位	指標の根拠		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度
	職員出前講座メニュー数	件	_	目標	_	_			
		17		実績	71	71			
目標				目標					
実績				実績				目標	
				目標				际	
				実績					
				目標					
				宝績					1



	成果・評価指標									
	指標	単位	指標の根拠	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
目標	愛着や誇りをもっている区	%	葛飾区世論調査	目標	_	_	_	0		
•	民の割合	/0	石即区世冊明 且	実績	71.7		_	目		
実績	区民等との協働による主な事	件	(t+:	目標	_	244	254	標		
	業・取組(過去5年間)の数	17		実績	234	248	_			
【参考】 子ども向 け調査	愛着や誇りをもっている区民の 割合	%	子ども向けマーケティ ング調査	実績	_	1	_	/		

区民等との協働による主な事業・取組が目標値を上回っていることについて、平成26年度から様々な協働を推し との 進める環境づくりを行ってきた成果と考える。コロナ禍により、一時的に活動を休止していた団体もあるが、徐々 進める環境づくりを行ってきた成果と考える。コロナ禍により、一時的に活動を休止していた団体もあるが、徐々 に再開しており、増加傾向にある。

予算及び決算状況

※ 単位は田単位

						※単位は円単位
	F	勺訳	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3経費の主な内訳
	(1	当初予算	6, 120, 000	3, 677, 000	3, 420, 000	
予算	2	補正予算	0	0	0	
1. 一	3)繰越予算	0	0	0	
	4	流用等	0	0	0	
小計	(I)	+2+3+4)	6, 120, 000	3, 677, 000	3, 420, 000	
	-	般財源	6, 120, 000	3, 677, 000	3, 419, 000	
予算		庫支出金	0	0	0	
財源	都	3支出金	0	0	0	
	そ	の他	0	0	0	
	(5	執行額	4, 825, 331	3, 459, 992	4, 099, 850	
	Г	報償費	50, 000	50, 000	50,000	川柳コンクール選定委員謝礼
		消耗品費	456, 779	403, 461	432, 199	額縁、手堤袋、まちづくり表彰記念品購入等
		印刷製本費	785, 230	810, 210	1, 082, 747	出前講座、事例集、川柳ポスター等印刷
		通信運搬費	20, 175	15, 266	15, 849	被表彰者宛て通知等
決算	内	筆耕翻訳料	0	9,000	0	手話通訳者の派遣
00,94	砂	委託料	2, 222, 055	2, 172, 055	2, 519, 055	事例集原稿等作成、協働DVD制作、看板作成等委託
		使用料及び賃借料	1, 254, 000	0	0	_
		備品費	37, 092	0	0	_
	4	01.401.01	0	0	0	会計年度任用職員の報償
⑦人件費	業	終量(人)	0.00	0.00	0.00	
少八件負			0	0	0	
総コスト	8:	=(5+6+7)	4, 825, 331	3, 459, 992	4, 099, 850	

単	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コ位	単位の定義		講座メニュー数	
スあ	実績数値(⑨)	71	71	_
	単位あたりコスト (⑧/⑨)	67, 962円	48, 732円	#VALUE!

6決算増減の 主な理由

事業拡大に伴う事業周知広告費(FM、チラシ、ポス ター) の増

所管課による自己評価	H	
❸必要性	9 0	多様化する地域課題などを解決していくためには、区民や事業者等の多様な主体と区が それぞれの特性を活かしながら、協働によるまちづくりを進めていくことは必要不可欠で ある。
҈∅効率性	Δ	協働事例集や協働事例映像 (DVD)は、地区センターや図書館など区施設のほか、社会福祉協議会での配布や区公式YouTubeで配信している。他課が実施するイベントへの出展、SNSの効果的な活用など、コストをかけずにより多くの区民に周知する必要がある。
❸有効性	0	区民等との協働による主な事業・取組について、令和4年度は前年度より事例が増加しており、協働の取組が広がっている。一方、協働の深度の分析が課題である。

①各指標の達成状況	NZ.
対する所管課の見	裈

区民等との協働事業や取組の事例も年々増加していることから、協働の広がりが見られる。 協働サイトについては、令和4年度にSNS(Facebook)を活用したサイトに移行した。投稿数は 移行前に比べて1.5倍に増えたが、まだまだ少ないのが課題である。

●今後に向けた 所管課の見解

協働の活動をはじめるための「きっかけ」づくりを進めるため、引き続き、協働事例集や協 働事例映像 (DVD) などを作成し、さまざまな機会を通じて、区民に知ってもらう取組を行う。 また、協働サイトを活性化させるため、個別に操作手順などのサポートを充実させる、助成 金や活動場所の空き情報に関する情報など、区からのお知らせを積極的に投稿していく。サイ トを閲覧した区民が、協働の活動につなげられるよう、意識の醸成を図っていく。

各項目記載事項

❶目標	これまでの実績値を踏まえ、令和6年度目標値を記載してください。
❷目標との乖離の考察	目標値に対して実績値が到達していない場合、なぜ到達していないのかを分析をします。また、目標値に対して実績値がほぼ到達している、 あるいは超過している場合は、目標値を高めることも検討してください。
❸経費の主な内訳	各費目の主な内訳について簡潔に記載してください。
●間接額	会計年度任用職員等の活用に係る、直接事業費に含まれていない決算額を記載してください。 ※間接額については別途通知します。
⑤ 決算増減の主な理由	令和4年度と令和5年度の決算を比較し、増減について主な理由を記載してください。
⑥必要性	区民や社会のニーズを的確にとらえた事業か、民間事業者や区民が自ら実施することのできない事業か等の視点で記載してください。
●効率性	他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか、コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか等の視点で記載してください。
❸有効性	実施内容が事業の目的の達成に寄与できているか、活動指標における取組の結果に見合った成果が得られているのかの視点で記載します。
⑨ 必要性、効率性、有効性における○、△の選択	⑤�� の考察内容などを踏まえ、妥当と判断した場合は「○」、課題があり、今後改善が必要と判断した場合は「△」を選んでください。
●各指標の達成状況に 対する所管課の見解	指標にかかる考察内容を踏まえ、事務事業の進捗状況について所管課としての見解を記載してください。
●今後に向けた所管課 の見解	今後、事業をどのように運営していくのか記載してください。改善する場合は改善策などを具体的に記載してください。

葛飾区行政評価委員会評価表のコスト内訳について

	内訳	説明
	 ①当初予算 	本事業に対して、年度に当初に成立した予算を記載しています。
予	②補正予算	年度途中に生じた事由に基づいて、当初予算を増額または減額する予算を記載しています。
算	③繰越予算	計上した年度に、状況の変化や事故などの理由で使い切れなかった歳出予算で 翌年度に繰り越した予算を記載しています。
	④流用等	予算の流用とは、すでに予算において使途が決定している経費を抑制し、それ を他の支出費目に充当使用することであり、その額等を記載しています。
	一般財源	使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源を記載して います。
予	国庫支出金	国庫負担金・国庫補助金・国庫委託金の予算額を記載しています。
算財源	都支出金	都負担金・都補助金・都委託金の予算額を記載しています。
	その他	使用料・手数料・受託事業収入・基金繰入金等の特定財源の予算額を記載しています。
決	⑤執行額	各年度の決算額を記載しています。
算	6間接額	会計年度任用職員等の活用に係る、執行額に含まれていない決算額を記載しています。
⑦J	、件費	正規職員、再任用職員、旧再雇用職員の人件費です。それぞれの人数に、それぞれの人件費単価を乗じた金額を記載しています。
8総	ピコスト	内訳は、⑤「執行額」+⑥「間接額」+⑦「人件費」です。

単位あたりコスト		特定の単位に対してどの程度のコストを要したかを把握するためのものです。			
	単位の定義	単位あたりコストを算出するための、「単位の定義」を記載しています。			
	実績数値⑨	「単位の定義」の実績値を記載しています。			
	単位あたりコスト(8/9)	単位あたりどの程度のコストを要したかを把握するために設定しています。			

項目名	内容説明
委員報酬	1. 執行機関たる委員会の委員及びその他の委員の報酬 2. 付属機関たる委員会等の委員及びその他の委員の報酬
会計年度任用職員等報酬	特別職非常勤職員の給料相当、通勤手当相当分 会計年度任用職員の給料相当、時間外勤務手当相当、特殊勤務手当相当分
社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労働者災害補償保険料、児童手当拠出金等
報償費	発令を要しない随時的な事務又は業務に対する謝礼金(弁護士の弁護料、原稿料、原画料等)、香 華料及び弔慰金等、区民税等の納期前納付奨励金、徴税実態調査費、賞賜金、買上金等
費用弁償	区議会議員、委員会の委員、非常勤の監査委員、その他の委員、審査会・審議会及び調査会等の委員、専門委員、投開票管理者・立会人等に対して、その職務の執行に要した経費を償うために支給される金銭給付で、実費弁償の性格を持つ。 会計年度任用職員の通勤手当相当分
普通旅費	職員の旅費に関する条例等に規定する旅費(日額旅費、赴任旅費及び乗車券・回数券等をもって旅 費の支給に代える場合を除く)
消耗品費	事務用品等消耗品(物品名鑑の分類による、2万円未満の物品)
印刷製本費	印刷費一文書、図面、パンフレット、チラシ、賞状、案内状等 製本費伝票、帳簿、書類等の製本代等
修繕料	物品の修繕、整備、戸車、ドアノブ、蛇口等の軽易な補修、バッテリーの充電料、畳の取替、綿の 打ち直し、消火器の薬品詰替え、自動車の整備料等
賄費	診療所の患者、保育園、老人ホーム、保護施設等における賄用材料及び飲食物購入費、非常炊出し
燃料費	動力用、暖房用、炊事用、その他各種燃料購入費
光熱水費	電気、ガス、上下水道使用料(計器類の借上費を含む)
食料費	会議用、式日用及び接待用の飲食物購入費
通信運搬費	郵便料(切手、はがき、小包、速達料等)、電信料(電報料、電話料、電話加入料等)、運搬料 (物品・動物・汚物等の運搬料、人の輸送料等)
広告料	宣伝勧奨広告料(新聞・雑誌の広告掲載料、電車・バス・停留所・浴場等の広告掲示料、スライド 映写料、折込広告料、放送料<制作費を含む>、アドバルーン、電光ニュース等)
手数料	特定の個人等からサービスの提供を受けたことに対して支払う経費。公金取扱手数料、地方債取扱 手数料、売捌手数料、鑑定料、収入証紙代、手数料として使用する収入印紙代、登記手数料、自転 車防犯登録手数料、庁舎等清掃(単発で行う受水槽・高架水槽の清掃含む)等
筆耕翻訳料	筆耕料(浄書、印書料、謄写原紙・タイプ原紙の製版料等)、翻訳料、速記料、手話通訳料等
保険料	動産・不動産の火災保険料、自動車損害賠償保険料等
委託料	調査委託料、装飾委託料、芸能委託料、測量委託料、映画・ビデオ製作委託料、設計及び監理委託料、映写委託料(映画館で行うものは含まず)、埋火葬委託料、各種設備保守委託料(消火設備、電気設備、空調設備、電話交換機、ボイラー、浄化槽、エレベーター、自動ドア等)、警備業務委託料
自動車借上料	自動車借上料(有料道路通行料、駐車料金を含む)
使用料及び賃借料	入場料、施設使用料、有料道路通行料、駐車場使用料、特許権・著作権使用料、土地・家屋(敷金 含む)、会場、船舶(20t以下の小船含む)
工事請負費	土木工事、建築工事等で、新たな構造物・設備等を設置するもの及び現状の施設機能を向上させる もの。また、1件130万円(消費税含む)以上の建物・設備の復旧、改修及び増設等。
原材料費	工事用、生産用、修繕用、改造用、職業訓練用の原材及び材料。セメント、鋼材、砂利、木材(足 場用資材、型枠材料を含む)、自動車、船舶、機械、器具等の部品。
権利購入費	地方自治法第238条第1項第4号及び5号の規定によるもの及び借地権の購入
土地購入費	土地及び土地の定着物の購入
備品費	物品名鑑による2万円以上の備品の購入。(軽易な据付費を含む。)
負担金	各種協議会、講習会等の分担金、会費。職員共済組合業務費負担金、電気・ガス・水道等工事負担 金等
補助金	地方自治法第232条の2による補助金等
交付金	互助組合交付金(特別のみ)、敬老祝金、他自治体等に対する災害見舞金、示談金等任意の見舞金
扶助費	生活保護法、児童福祉法、結核予防法及び学校給食法、教育奨励等による支出金
貸付金	生業資金、育英資金等の貸付金
	公債償還金、借入金の返済金、国庫支出金返納金(延滞料含む)、過誤納金の還付金等
積立金	基金、その他の積立金
公課費	地方公共団体が、一般私人と同様に公祖公課を支払う場合の経費
繰出金	一般会計と特別会計間の予算充用、基金への繰出等

評価表の「予算及び決算状況」における人件費について

1 業務量の算出について

各課が所管する事務事業の業務量を算出するために「業務量クロス表」を作成 しています。

職員ごとの合計業務量が 1.00 となるように、各事務事業の業務量を配分しています。

2 例:下表から事務事業Aの人件費を算出した場合

0.70人 × 7,700千円 = 5,390千円

(業務量) (平均人件費単価) (人件費)

	職種	事務事業A	事務事業B	事務事業C	事務事業D	事務事業E	庶務事務	各職員ごと計
職員A	事務	0.20	0.10		0.40	0.30	A.	1.00
職員B	事務	0.40			0.30	0.30		1.00
職員C	事務	0.10		0.20	0.30		0.40	1.00
職員D	事務		0.80				0.20	1.00
	事業ごと計	0.70	0.90	0.20	1.00	0.60	0.60	4.00

【実績コストの推移】

(千円)

	(参	R 5	
	R3	R 4	N O
人件費単価 (正規職員)	7, 600	7, 900	<mark>7, 700</mark>
人件費単価 (再任用職員)	5, 000	5, 400	<mark>5, 300</mark>
人件費単価(再雇用(旧再雇用)職員)	2, 900	3, 100	3, 200

葛飾区基本計画における施策体系

政	策		施策名	副題	施策番号
01	人村	霍∙多	様性∙平和	人権や多様性が尊重され、全ての人が共生できる平和 な社会を築きます	
		01	人権・多様性	人権や多様性が尊重され、全ての人が自分らしく暮らせ るまちをつくります	0101
		02	ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちをつくり ます	0102
		03	多文化共生	互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人 区民が共生する国際性豊かなまちをつくります	0103
		04	非核平和	世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします	0104
02	健原	隶		生涯にわたり健康に暮らせるようにします	
		01	健康づくり	区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばします	0201
		02	心の健康	心の健康づくりと、精神疾患・障害への支援を充実させ ます	0202
		03	生活習慣病の予防	区民自らが健康管理し、生活習慣病を予防できるように します	0203
03	医组	寮		必要な時に必要な医療を受けられるようにします	
		01	医療サービスの確保	地域の医療環境を充実させ、質の高い医療サービスを 確保します	0301
		02	在宅医療の推進	医療と介護の連携を深め、住み慣れた地域で安心して 暮らし続けられるようにします	0302
04	衛生	ŧ		衛生的で快適な生活を送れるようにします	
		01	感染症対策	感染症の予防と感染拡大を防ぎます	0401
		02	食品衛生	食品の安全・安心に向けた衛生管理を推進します	0402
		03	環境衛生	衛生的で快適な環境を整えます	0403
05	地地	或福祉	止·低所得者支援	住み慣れた地域で支え合いながら、安心して暮らせるよ うにします	
		01	地域福祉の推進	支援が必要な区民を地域で支え合う仕組みをつくります	0501
		02	福祉サービス利用者支援	福祉サービスを安心して利用できるようにします	0502
		03	生活困窮者支援	生活に困窮する区民の生活を支援し、自立した生活を 送れるようにします	0503
06	高齫	齡者才	支援	高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと安心し て暮らせるようにします	
		01	高齢者活動支援	高齢者の就労や自主的な活動を支援し、社会参加を促 進します	0601
		02	介護予防	高齢者の介護予防活動への支援を充実させます	0602
		03	高齢者要介護·自立支援	高齢者が必要な介護や自立支援を受け、安心して生活できるようにします	0603

政	策		施策名	副題	施策番号
07	障	害者才	支援	障害のある方が、自分らしく安心して生活できるようにし ます	
		01	障害者自立支援	障害のある方が自らの可能性を発揮し、自分らしく暮ら せるように支援します	0701
		02	障害者就労支援	障害のある方がいきいきと働き続けられるように支援し ます	0702
		03	児童発達支援	発達が心配される児童一人一人の発達を支援します	0703
08	구と	ビも・乳	家庭支援	誰もが安心して子どもを産み育てられ、子どもの最善の 利益を確保できるようにします	
		01	母子保健	安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の 健康を支えます	0801
		02	子育て家庭への支援	子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられる ようにします	0802
		03	仕事と子育ての両立支援	仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます	0803
		04	放課後支援	子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるようにし ます	0804
		05	子ども•若者支援	子どもの権利・利益を守り、若者の社会的な自立を支援 します	0805
09	学村	交教育		次代を担う子どもたちの知・徳・体の調和のとれた人間 力を養います	
		01	学力・体力の向上	学力・体力の向上を図り、子どもたちの生きる力を育み ます	0901
		02	一人一人を大切にする教 育の推進	ー人一人を大切にする教育を推進し、全ての子どもが楽 しく充実した学校生活を送れるようにします	0902
		03	教育環境の整備	いきいきと学校生活が送れるよう、教育環境を整えます	0903
10	地址	或教育		学校・家庭・地域が連携し、子どもが健全に成長できる ようにします	
		01	学校・家庭・地域の連携	学校・家庭・地域の連携により、青少年の健全育成を図るとともに、豊かな教育環境をつくります	1001
		02	家庭教育への支援	家庭教育を支援し、親子が共に学び育ち合えるようにします	1002
11 :	生涯	学習		生涯にわたって心豊かに学び続けられるようにします	
		01	区民学習	多様な学びと交流の機会を整え、自主的な学習活動を 支援します	1101
		02	図書サービスの充実	誰もが快適に図書サービスを利用できる環境を整備します	1102
12	スオ	ポーツ	1	生涯にわたってスポーツに親しみ、いきいきと暮らせるようにします	
		01	スポーツ活動の推進	区民誰もが多様なスポーツに親しみ、健やかに暮らせる 環境をつくります	1201
		02	スポーツ基盤整備	区民誰もが安全・快適にスポーツに親しめる環境を整備します	1202

政	策		施策名	副題	施策番号
13	地址	或街口	づくり	地域の特性を活かした魅力あふれるまちづくりを進めま す	
		01	計画的な土地利用の推進	計画的な土地利用を図り、区民主体のまちづくりを推進します	1301
	,	02	駅周辺拠点の形成	駅周辺を、住み、働き、憩う、にぎわいのある拠点とします	1302
	•	03	地域の街づくり	地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます	1303
		04	良好な住環境づくり	良好な住環境を整え、住生活の安定と向上を図ります	1304
14	防犯	災•生	活安全	災害に強く、犯罪のない安全・安心なまちにします	
		01	防災街づくり	災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくります	1401
		02	災害対策	災害に対し的確な対応と迅速な復旧ができる体制をつくります	1402
		03	防災活動	災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるよう にします	1403
		04	地域安全	犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるま ちにします	1404
		05	消費生活	賢い消費者として正しい知識を身につけ、安心して生活 できるようにします	1405
15	交证	通		誰もが安全かつ快適に移動できるまちにします	
		01	道路交通網の充実	誰もが安全かつ快適に通行できるよう、道路交通網の 充実を図ります	1501
		02	自転車活用の推進	自転車の安全かつ快適な活用を図るとともに、歩行者・ 自転車の安全を確保し、交通事故を減らします	1502
		03	公共交通の充実	区内を移動するあらゆる人にとって、分かりやすく・利用 しやすい公共交通を実現します	1503
16	公園	園∙水	辺	水や緑に親しめる、安全で快適な空間をつくります	
		01	公園整備	多くの区民が集い、憩い、活動できる公園を整備します	1601
		02	水辺整備	河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします	1602
17	環境	 竟		自然を守り、快適で美しい環境をつくります	
		01	地球温暖化対策	省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進し、地球 温暖化対策を進めます	1701
		02	緑と花のまちづくり	緑と花でいっぱいの美しい都市環境をつくります	1702
		03	自然保護	豊かな自然を守り、生物多様性の保全に努めます	1703
		04	生活環境保全	良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるよう にします	1704
		05	資源循環の促進	持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます	1705
		06	まちの美化推進	ごみのない、きれいで清潔なまちにします	1706

政	策		施策名	副題	施策番号
18	産シ	産業		地域産業を活性化し、生活を豊かに楽しめるようにします	
		01	産業の活性化	新たな技術や事業の創出を支援するとともに、区内産業の魅力を広くアピールして、産業を活性化します	1801
		02	経営支援	区内の事業所が安定的に経営できるようにします	1802
		03	都市農地の保全	農地とふれあう環境づくりや農地所有者の支援を行い、 都市農地の保全を図ります	1803
		04	キャリアアップ・就労支援	区民のキャリアアップと就労を支援します	1804
19	観決	光·文	化	まちの魅力を磨き上げ、発信し、にぎわいのあるまちに します	
		01	観光まちづくり	本区ならではの観光資源を活かしたにぎわいのあるま ちにします	1901
		02	観光イベント	地域ならではのイベントにひかれ、多くの人でにぎわうようにします	1902
		03	文化・芸術の創造	身近な地域で観る・聴く・参加することのできる文化・芸術活動を展開し、葛飾らしい地域文化を育みます	1903
20	地址	或活重	it in the second	区民が主役となる、いきいきとした地域づくりを進めます	
		01	地域力の向上	地域団体や地域貢献活動団体の活動が積極的に行われるようにします	2001
		02	地域活動の場の提供	利用しやすい地域活動の場を提供します	2002

〔参考イメージ〕

評価結果は分科会での事業ヒアリング、事業評価を経て作成し、第2回全体会で 区長に答申します。以下は、令和5年度の答申となります。

葛飾区行政評価委員会の評価結果

評価対象事務事業名	空家等対策	所管課	都市整備部 住環境整備課
-----------	-------	-----	-----------------

評価対象事務事業名		空家等対策	所管課	都市整備部 住環境整備課
項目			提言内容	
	成果	・成果指標「空家等の相談等を解決 累計棟数は着実に増加しているが、 が分からず、適切な評価は困難であ	相談・情報提供等のな	
実績状況コスト		・空家等対策をわかりやすく伝える 防するための周知活動、「活用可能 ングする事業等、今後、空家等を増	な空家等」と「空家等	幹を活用したい方」をマッチ
事務事業の成果やコストに 対する提言を 記載	-	【条例の制定について】 ・今後、特定空家等が増加した場合 る特別措置法」の改正内容を踏まえ の制定が必要である。		
		【行政代執行について】 ・特定空家等の所有者に対して、適 ない等、やむを得ない場合には躊躇		
		【空家等の利活用について】 ・民間の専門事業者との連携を一層 治体で事例のある利活用のマッチン		
今後の方向	_ _	【空家等の調査について】 ・国による空家等の調査は、5年にめる必要がある。 ・所有者はいるが、住んでいる方が治町会と連携した調査を実施する等	いない家について、均	也域の実情を把握している自
% =	,	┃ ┃【空家等を予防するための啓発活動	について】	



事務事業の改 善策を含めた 今後の方向性 を記載

【空家等を予防するための啓発活動について】

- ・空家等対策に係る区公式ホームページについては、他自治体を参考に、より区民に わかりやすいように改訂をすべきである。
- ・高齢者への周知については、区公式ホームページ以外での方法を検討すべきであ
- ・子世代に対して親世代の家が空家等になった場合に備えるために、対処法等につい て啓発していくべきである。
- ・家族信託、任意後見制度及び法定後見制度は、行政代執行に至る前の対策となるた め、制度の活用について周知すべきである。

【相談体制の充実について】

・令和5年4月から開始した相談がしやすい相談窓口の設置等の取組を踏まえ、より 一層の相談体制の充実を図るべきである。

葛飾区行政評価委員会の評価結果

評価対象事務事業名	地域安全活動支援事業	所管課	地域振興部 生活安全課
-----------	------------	-----	----------------

~T. 1	-1	
項目	1 	提言内容
実績状況	成果	・犯罪発生件数は、新型コロナウイルス感染症による外出制限等により、全体の約3分の1を占めている自転車盗難被害が減少したことで一時的に減少した。しかし、令和4年度にはコロナ禍からの回復とあわせ、前年度より犯罪発生件数は増加しており、自転車盗難被害対策など更なる防犯対策に取り組むべきである。 ・防犯カメラや自動通話録音機の設置、青色防犯パトロールの実施は犯罪抑止に一定の効果があると認められる。ただし、防犯カメラ設置数や地域主体の青色防犯パトロールなど、安全・安心につながる地域活動には格差がある。このため、所管課には地域格差解消に向けた積極的な取組を求める。
	コスト	・令和4年度の決算額における区実施の青色防犯パトロールの委託料(約1,600万円)は、仕様書上から想定される業務量と比較すると割高である。業務内容を見直し、生み出した財源を地域のことを一番理解している地域住民が実施している防犯活動への支援や、防犯カメラ整備費助成の補助率の拡充などに配分すべきである。
今後の方向性		【防犯カメラについて】 ・自治町会に対する防犯カメラ整備費補助金の申請手続きは複雑であることから、簡素化を図るべきである。また、都の補助金を活用していることから、申請手続きの簡略化を都にも働きかけるべきである。 ・自治町会が設置する防犯カメラの台数を増やすためにも、整備費に関する補助金額の拡大を検討すべきである。 ・区として、区内全域の防犯カメラの設置状況を地図上などでとりまとめ、設置数が少ない地域の自治町会に対して、アプローチをするなど、所管課は地域によって設置数の差が広がらないように取り組むべきである。 ・自治町会が設置している防犯カメラの点検費用は負担となっており、将来的に設置が減少する要因にもなりかねないので、支援制度などを検討すべきである。

- ・防犯カメラは、防犯パトロールと違い 24 時間監視であり、防犯効果が高く区民の安全・安心につながるものであるため、プライバシーに配慮しつつ、予算を確保し、設置数を増やしていくべきである。また、警察、自治町会、区が中心となり、区内全域で区の安心・安全の確保のために必要となる防犯カメラの設置場所や台数などの整備目標を定めるべきである。
- ・令和5年度の防犯カメラの整備費に関する補助金申請が95件であったのに対し、目標は123件であった。目標に至っていない要因は周知不足であると考えられるため、周知を強化すべきである。また、所管課は目標と実績の乖離の考察を丁寧に行い、目標を達成する対策を検討すべきである。

【個人宅向けの防犯対策について】

- ・個人宅を対象とした、鍵交換費用や防犯カメラ設置費用など防犯効果が見込まれる防犯設備助成制度の新設を検討すべきである。
- ・足立区では防犯カメラの貸出事業など、治安を維持する積極的な取組を実施 しており、対策の参考にすべきである。

【青色防犯パトロールについて】

- ・青色防犯パトロールは、犯罪の抑止効果がある一方で、警察の業務と類似しており、区として実施する意義を明確にすべきである。
- ・有償ボランティアによる担い手の確保についても検討してはどうか。

【指標の設定について】

- ・「犯罪発生件数」は限りなく少なくするのが本来の目標である。このため、成果指標は件数ではなく、対前年度比で減少させる目標を立てて、達成状況を確認すべきである。
- ・区民が安全・安心に暮らすために地域安全活動を実施することから、成果指標は活動指標に準じたものも設定してはどうか。

【子どもが安全・安心に暮らすための防犯対策について】

・子ども向け防犯講話の実施や「子どもを犯罪から守るまちづくり活動推進会」 との更なる連携などにより、子どもが地域で安全・安心に暮らせるような防犯 対策を検討すべきである。

【その他】

- ・安全・安心情報メールでは、有用な情報を発信している一方で、登録者数は 区民(成人)の約5%のみであり、更なる情報発信のため区の公式LINEな どのSNSを積極的に活用していくべきである。
- ・自転車盗難犯罪に対しては、2重ロックが効果的であり、区民への意識啓発を図るべきである。
- ・日中は高齢者のみが在宅する世帯も多いため、自動通話録音機の配付対象世 帯に、高齢者と同居をしている世帯も追加することを検討すべきである。
- ・警察、自治町会、区が中心となって区民の安全・安心につながる具体的な取 組の検討や成果を確認し、区内の地域安全活動を推進していくべきである。
- ・防犯カメラの設置費助成や自動通話録音機の配布などの支援制度は十分に整備されている。今後は、地域安全活動の担い手の発掘・育成などに対する支援へ取り組むべきである。

葛飾区行政評価委員会の評価結果

亚伊布市 数市光点	不必拉特等。	15℃ 111	教育委員会事務局
評価対象事務事業名	不登校対策プロジェクト	所管課	学校教育支援担当課

項目	1	提言内容
供に	成果	・小・中学校における不登校児童・生徒の出現率は、新型コロナウイルス感染 症等の影響などにより増加傾向にある。対策として校内適応教室を順次、中学 校に整備することや不登校の未然防止及び早期対応の学校向け指針となる「葛 飾区不登校児童・生徒支援対策スタンダード」を発行するなど、子どもの社会
実績状況	コスト	的な自立の支援に努めていると評価できる。 ・当該事業は、不登校児童・生徒の個々の状況に応じたきめ細やかな対応が求められている。国や東京都の補助金を積極的に活用しつつ、不登校を未然に防ぐ取組など、必要な取組には予算を配分すべきである。
		【不登校を未然に防ぐ取組について】 ・児童・生徒が不登校になるのを未然に防ぐため、学校におけるクラスの雰囲気づくり、絆づくり等の取組が重要になる。定量的な成果指標の設定は困難と考えるが、区として不登校を未然に防止する取組を検討すべきである。
今後の方向性		【不登校児童・生徒に対する支援体制について】 ・不登校児童・生徒の出現率は増加傾向にあり、目標との乖離も著しい。出現率を考慮し、未設置校への校内適応教室の整備を早く進めるべきである。・現状で校内適応教室が未設置である学校においても、児童や生徒が安心して学校へ通うことができるように、保健室や空きスペースの活用など環境を整備すべきである。・義務教育を終えた子どもに対しても、社会的な自立に向けた支援を継続することが重要である。個人情報保護には配慮しつつ、高等学校や専門学校などとの情報連携を図るなど、継続的な取組を図るべきである。

- ・不登校の要因は様々であるため、区の支援制度のみならず民間の不登校支援 に関する情報を収集し、適宜提供する取組を推進すべきである。
- ・社会的な自立を支援することを目的とするのならば、学校に通うことだけを 成果として求めるのではなく、一人1台タブレットなどの活用により、在宅な どで学校の授業を受けられる環境面や制度面の整備を進めるべきある。また、 他自治体で実施しているデジタルを活用した不登校対策の取組状況を分析し、 効果が見込めるようであれば、区でも参考にすべきである。
- ・不登校児童・生徒へアンケートを実施し、その結果を踏まえた要因分析をすべきである。

【他自治体との情報共有について】

・他自治体で実施している効果的な取組を積極的に取り入れていくため、国や 都へ働きかけるなどをして、不登校対策における自治体間の情報共有を密に行 うべきである。

【保護者への支援について】

- ・児童・生徒の不登校により、保護者の生活環境に変化(休職や退職等)が起こることが懸念されるため、家庭への支援を関係機関と連携して実施していくべきである。
- ・ふれあいスクール明石や一部の学校で独自に開催している「親の会」の取組 を未開催の学校に情報提供し、全校で「親の会」を適宜、開催できるよう区か ら支援すべきである。

葛飾区行政評価委員会の評価結果

評価対象事務事業名	働く世代への総合的な健康づくり支援	所管課	健康部
	高齢者の保健事業【区民の総合的な健康づくり支援】		健康づくり課

項目	項目 提言内容		
成果		・始めたばかりの事業であり、参加者数が少ないため正確な評価が困難ではあるが、スマートフォンアプリやAIの活用、インセンティブの付与は先進的な取組であり、評価に値するとともに、今後の展開に期待する。	
実績状況	コスト	・予算の大半が人件費とスマートフォンアプリの構築・運営などの委託料であり、事業費削減の余地はあまりないように思われるが、単位当たりコストが高いことが課題である。このため、参加者数を増やすことにより単位当たりコストを減らしていくべきである。 ・財源として、国及び東京都の補助金を更に活用すべきである。	
今後の方向性【改善】		【広報の強化について】 ・事業が始まったばかりで参加者数が増えない課題について、自治町会、高齢者クラブ、法人会、商工会議所等を通じたよりきめ細やかな広報をすべきである。 ・若い世代等の健康に無関心な層への啓発として、学校、保育園及び幼稚園等を通じて保護者等に対し広報をすべきである。	
		【他部との連携について】 ・方向性が同じ又は類似する健康づくり事業については、一元的に管理すること、関係する部と連携することなどにより、効率的・効果的に実施すべきである。 ・「働く世代への総合的な健康づくり支援」の参加事業者数を増やすため、産業観光部と連携して、事業者に対する広報活動を強化するとともに、健康づくりに取り組んだ事業者を評価するなどの参加する価値を創出すべきである。 ・高齢者支援に関し知見のある福祉部と連携して事業を実施すべきである。	
		【地域及び民間事業者との連携について】 ・地域共生社会の実現のため、地域と連携した健康づくりにつながるスポーツイベントやレクリエーション等の事業を検討すべきである。 ・若い世代の健康づくり支援として、スポーツジム等の民間事業者と連携して、ポイントを付与する仕組みを検討すべきである。	

【高齢者への配慮について】

・事業に参加するための説明会の開催場所及び回数を増やすなど、高齢者の目 線で参加しやすくなる方法を検討すべきである。

【事業の継続性について】

- ・各年度でスマートフォンアプリの委託事業者が変更しても、参加者の健康づくりや健康状態の記録を引き継げるようにして、事業の継続性を持たせるべきである。
- ・事業の継続性を高めるために、アプリの委託事業者との複数年契約を検討すべきである。

【ウェアラブル端末の購入費補助について】

・ウェアラブル端末について、貸与だと返却した後、健康づくりの取組が継続 しにくいが、購入して返却しないのであれば、健康づくりの取組を継続しやす いと考える。そのためにウェアラブル端末の購入費補助について検討すべきで ある。

【指標の設定について】

- ・どちらの事務事業とも設定されている指標では、事業を正確に評価することはできない。「健康寿命の延伸や介護予防、医療費などの社会保障給付費の適正化への寄与の度合いを示す指標」、「従業員の活力を高め、組織の活性化をもたらし、生産性の向上並びに生活習慣病の予防や重症化予防に寄与し健康寿命の延伸への寄与の度合いを示す指標」を設定すべきである。
- ・参加者に健康づくりの成果としてインセンティブを付与しているのであれば、その実績を事業の成果として評価することを検討すべきである。

【契約の適正化について】

- ・コールセンターについては、必要とする人が少ない期間にも開設がされており、開設の期間については、適切に設定すべきである。
- ・事業参加のための説明会については、事業開始当初のみの開催であったため、 定期的に説明会を開催すべきである。